

国立民族学博物館図書室における文献複写の取扱い

〔平成22年1月14日
館長裁定〕

(趣旨)

第1条 この取扱いは、人間文化研究機構文献複写規程第6条に基づき、国立民族学博物館図書室が所蔵する文献の複写を希望する者が、図書室に設置する複写機を用いて自ら行う複写作業（以下「セルフコピー」という。）、及びカラーコピーに関し、必要な事項を定めるものとする。

(セルフコピー及びカラーコピーの複写料金)

第2条 セルフコピー及びカラーコピーの複写料金は、別表に掲げるとおりとする。

附 則

- 1 この取扱いは、平成22年4月1日から施行する。
- 2 国立民族学博物館セルフコピーの取扱い(平成18年1月1日館長裁定)は廃止する。

別表

種別	規格・単位	モノクロ 料金	カラー 料金	備考
セルフコピー	A3判・1枚	10円	80円	A3判以下も同一料金
職員が行うコピー (ILLを含む)	A3判・1枚	35円	100円	A3判以下も同一料金

(料金には消費税及び地方税を含む。)